

朝霞市総合計画審議会（第1回）

次 第

日時 令和5年8月22日（火）

午後2時から

場所 朝霞市役所 別館5階

大会議室（手前）

1 開 会

2 委嘱式

3 副市長あいさつ

4 議 題

（1）会長、副会長の選出

（2）第6次朝霞市総合計画策定方針（案）について

5 その他

6 閉 会

朝霞市総合計画審議会（第1回）資料一覧

○次第

○資料

【資料1】朝霞市総合計画条例

【資料2】朝霞市総合計画審議会 委員委嘱予定者名簿

【資料3】朝霞市総合計画審議会傍聴要領（案）

【資料4】第6次朝霞市総合計画策定方針（案）

○その他

朝霞市総合計画審議会（第1回）配布資料の説明

朝霞市総合計画審議会（第1回） 配布資料の説明

【資料1】朝霞市総合計画条例

本審議会の設置の根拠等を規定した条例です。

【資料2】朝霞市総合計画審議会 委員委嘱予定者名簿

委員委嘱予定者を選出枠ごとにまとめた名簿です。

【資料3】朝霞市総合計画審議会傍聴要領（案）

本市では、「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」に基づき、原則として、審議会等の会議を公開することとしております。第1回会議では傍聴要領を決定していただきます。事務局にて、傍聴要領の案を事前に用意いたしました。

【資料4】第6次朝霞市総合計画策定方針（案）

これから総合計画を策定するにあたって、市はどのような考え方、体制、スケジュール等で策定を進めていくのかを、策定方針の案として事務局がまとめたものです。市は、審議会の委員の皆様からご意見を伺い、いただいたご意見を踏まえ、第6次総合計画の策定方針を決定いたします。

朝霞市総合計画条例

平成27年10月1日条例第36号

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、市民に対し総合計画の策定過程を明確にし、当該過程への市民参加を推進し、かつ、市民の協力と理解の下に総合計画を策定し、もって市のまちづくりの施策を着実に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市民と市がともに実現を目指すまちの将来像及びその実現に向けた施策の方向性を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別及び体系別に示す計画をいう。

(4) 実施計画 基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画をいう。

（総合計画の策定等）

第3条 市長は、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定するとともに、基本構想又は基本計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映させるための措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

3 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

（議会の議決）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、第7条の朝霞市総合計画審議会の意見を聴いた上で議会の議決を経なければならない。

（公表）

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（策定後の措置）

第6条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講ずるほか、当該施策の実施状況について公表するものとする。

（朝霞市総合計画審議会の設置）

第7条 市長は、基本構想又は基本計画の策定又は変更に関し、必要な事項を調査審議するため、朝霞市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第8条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 基本構想又は基本計画の策定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、基本構想又は基本計画に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第9条 審議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市の議会の議員

(2) 市の執行機関の委員

- (3) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
(会長及び副会長)

第 10 条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 11 条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想又は基本計画を策定又は変更する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 12 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 13 条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第 14 条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝霞市総合振興計画審議会条例の廃止)

2 朝霞市総合振興計画審議会条例(昭和 45 年朝霞市条例第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の朝霞市総合振興計画審議会条例の規定により調査及び審議が行われた基本構想又は基本計画は、第4条の規定により意見を聴いたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年朝霞市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

朝霞市総合計画審議会 委員委嘱予定者名簿（敬称略）

令和5年8月現在

	選出枠	氏名	備考
1	第1号 議員	利根川 仁志	市議会議員
2		福川 鷹子	市議会議員
3		山口 公悦	市議会議員
4	第2号 教育委員会委員	平木 倫子	教育委員会委員
5	農業委員会委員	秋山 磨弥	農業委員会職務代理
6	第3号 市内の公共的団体等の役員・職員	加藤 弘樹	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会事務局次長（JAM新電元工業労働組合執行委員長）
7		高橋 甚次	朝霞市商工会会長
8		松尾 哲	朝霞市自治会連合会会長
9		渡辺 淳史	朝霞市社会福祉協議会常務理事
10		渡邊 俊夫	朝霞市子ども会連合会会長
11	第4号 知識経験を有する者	内田 奈芳美	埼玉大学教授
12		中村 年春	大東文化大学名誉教授
13		原田 晃樹	立教大学教授
14		星野 敦子	十文字学園女子大学教授（副学長）
15		村上 文洋	株式会社三菱総合研究所 主席研究員
16	第5号 公募による市民	浅田 陽子	市民（候補者名簿）
17		一宮 光夫	市民（立候補）
18		酒井 正弘	市民（立候補）
19		高橋 満	市民（立候補）
20		原田 佐登美	市民（候補者名簿）

※選出枠ごとに50音順に掲載

朝霞市総合計画審議会傍聴要領（案）

資料3

朝霞市総合計画審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻の10分前までに、会場で受付をし、審議会の会長の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員（10名）になり次第受付を終了します。ただし、審議会の会長は、会場により傍聴者の定員を調整することができます。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、審議会の会長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 刃物等危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ④ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (4) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることとはできません。ただし、審議会の会長の許可を受けたときは、この限りではありません。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) 携帯電話等、通信機器を使用しないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

第6次朝霞市総合計画策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和50年（1975年）から10年ごとに第1次から第5次までの計画を策定し、計画的な市政運営に努めてきた。

第5次総合計画においては、市の将来像として「私が暮らしたつづけたいまち朝霞」を掲げ、将来像の実現に向けて施策や事業を展開している。

朝霞市総合計画条例に基づき、市の最上位計画として総合的見地から策定することとしており、第5次総合計画の計画期間の終了後も、計画的な行政運営を行っていくため、第6次総合計画を策定する。

2 計画の構成・期間

策定対象

「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成する。

(1) 基本構想 10年間

目指す将来像とその実現に向けた政策の方向性を示す。

(2) 基本計画 5年間

基本構想に示す目標の実現に向け、具体的な施策を分野別に体系的に示す。

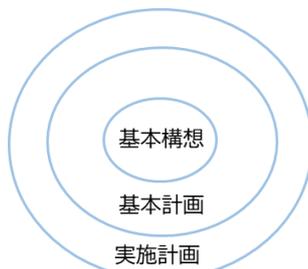
※前期5年、後期5年の2期に分ける。

(3) 実施計画 3年間

基本計画で定めた施策や主要な事業などの具体的な実施期間や方策を示す。

3年間の計画として、1年ごとに見直しを行う。

<構成・期間イメージ>



第6次総合計画基本構想(令和8～17年度)

前期基本計画(令和8～12年度)

後期基本計画(令和13～17年度)

実施計画(令和8～10年度)

実施計画(令和9～11年度)

実施計画(令和10～12年度)

3 基本的な考え方

総合計画は、本市の最上位の計画であり、将来の行政需要やまちづくりの方向性等を市民と行政が共有するとともに、これからのまちづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめた計画として策定するものである。

策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 基本構想の方向性

基本構想は、本市を取り巻く社会情勢の変化、構想期間を基にした将来予測等を踏まえるとともに、行政評価制度を活用して第5次総合計画の課題を明らかにすることで、次期総合計画が目指す基本構想の方向性を整理する。

(2) 行政評価制度との連動

施策の進捗状況を客観的に検証できるよう、施策ごとに目標を掲げ、施策等の実施によってもたらされた成果を測れる指標（K P I）を設ける。

※K P I…重要業績評価指標（Key Performance Indicator の略称）とは、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。

(3) 総合戦略との関係

第6次総合計画の中に、地方創生を目的とする施策や重要業績評価指標（K P I）を併せて設け、地方版総合戦略としての内容も備えるようにする。

(4) 他の行政計画との関係

総合計画と他の行政計画の関係性をより明確にすることで、総合計画の理念・構想を各行政計画に反映する。

(5) 市民参画

市民に対し総合計画の策定過程を明確にし、当該過程への市民参画を推進するとともに、市民の協力と理解の下で総合計画を策定する。

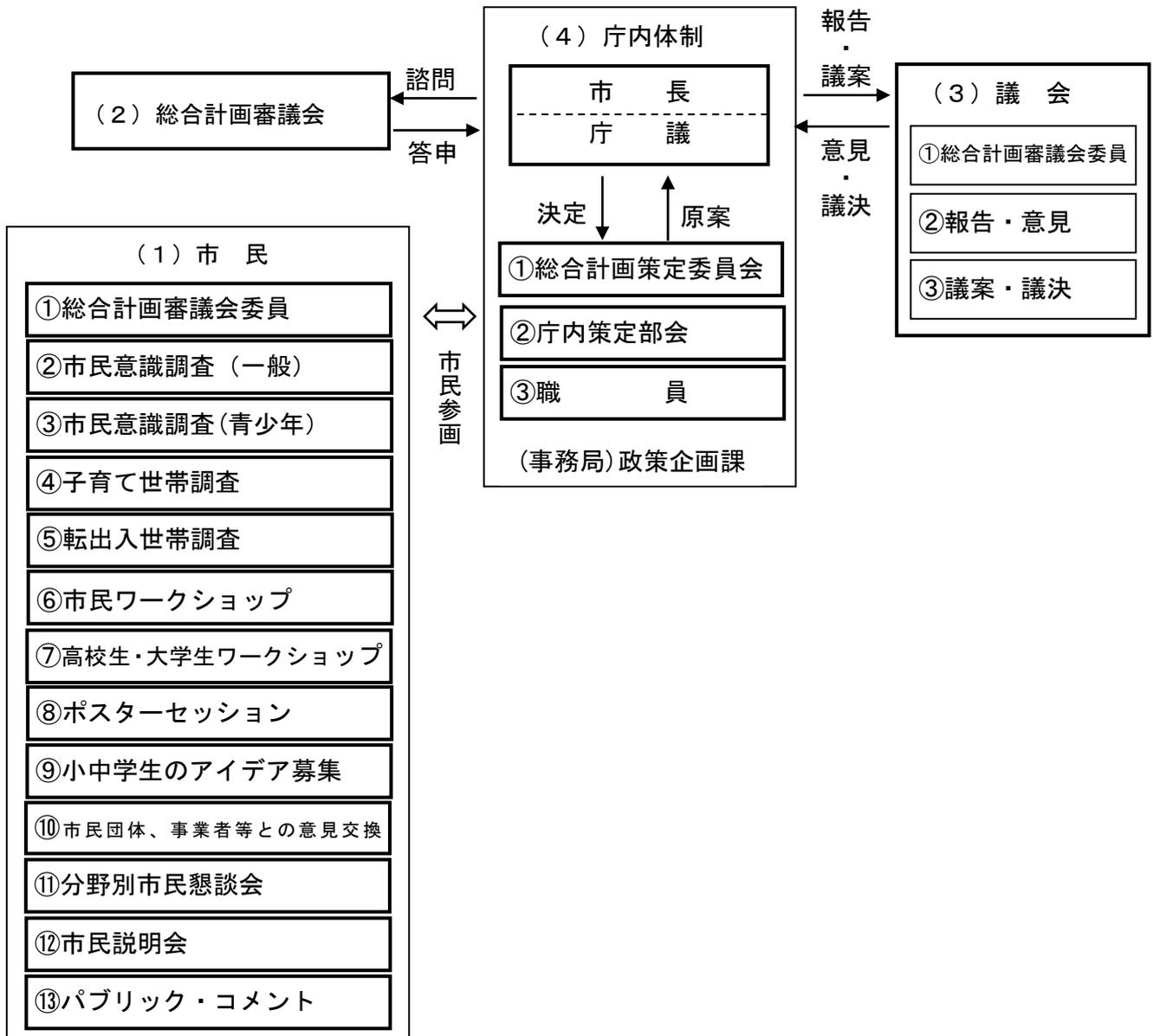
市民の声を十分に反映できるよう市民参画の機会の充実を図るとともに、効果的、効率的な手法を取り入れる。

(6) 職員参画

総合計画は、本市の最上位の計画であることから全庁を挙げて策定作業を行うこととする。

計画策定後に各部、課が責任を持って計画を推進できるよう策定段階から各部、課を主体として検討するとともに、全職員が自らの業務が総合計画を踏まえたものであると意識できるよう、意見収集や計画への理解促進の機会を設ける。

4 策定体制



(1) 市民

第6次総合計画を策定するに当たっては、様々な方法で市民参画を推進する。
また、会議等の開催などに際しては、合理的配慮を行う。

①総合計画審議会委員

基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、審議会を設置する。
審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

②市民意識調査（一般）

市政に対する現状評価や施策要望等を把握する。

③市民意識調査(青少年)

市政に対する意識やまちづくりへの関心等を把握する。

④子育て世帯調査

子育て時に転出する世帯が多いことから、子育てに関する意識やニーズ等を把握する。

⑤転出入世帯調査

定住促進の施策を検討するため、定住に関する意識やニーズ等を把握する。

⑥市民ワークショップ

基本構想における将来像や政策のポイントに市民の視点を取り入れ、市民が共感する計画とするため、市民ワークショップを開催する。

⑦高校生・大学生ワークショップ

将来を担う青少年のまちづくりに対する意識や意見を把握するとともに、定住促進を推進する施策を検討するため、市内の高校生・大学生を対象とするワークショップを開催する。

⑧ポスターセッション

第6次総合計画を広く市民に周知するため、市の魅力や課題を聞くポスターセッションを開催する。

⑨小中学生のアイデア募集

将来を担う小学生・中学生の具体的なアイデア、将来像のイメージを収集し、若者の視点を施策・取組の立案に生かすため、教育関係者等との連携も図りながら、アイデア募集を実施する。

⑩市民団体、事業者等との意見交換

市民団体、事業者等とまちの課題や今後目指すべき方向性などについて意見交換を行う。

⑪分野別市民懇談会

各部が中心となり、「分野」ごとに懇談会を実施する。

⑫市民説明会

基本構想及び前期基本計画に対する理解を深め、あわせて意見等を把握するため、市民説明会を開催する。

⑬パブリック・コメント

基本構想及び前期基本計画に対する理解を深め、あわせて意見等を把握するため、パブリック・コメントを実施する。

※①～⑬のほか、全ての世代の市民の声を聴きながら、策定作業を進める。

(2) 総合計画審議会

基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、審議会を設置する。審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

- ・市の議会の議員 3人
- ・市の執行機関の委員 2人
- ・市内の公共的団体等の役員及び職員 5人
- ・知識経験を有する者 5人
- ・公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民 5人

(3) 議会

①総合計画審議会委員

- ・市議会から推薦を受けた市議会議員を審議会委員として委嘱する。

②報告・意見

- ・基本構想素案及び前期基本計画素案について報告し、意見を聴く。

③議案・議決

- ・基本構想案について、議案として提出し、議決を求める。

(4) 庁内体制

①総合計画策定委員会

- ・委員長 市長公室長とし、副委員長は委員長が指名する。
- ・委員 部長の職にある職員とする。
- ・所掌事務 ▶基本構想案及び庁内策定部会においてまとめた前期基本計画案について審議及び調整を行い、庁議に提出すること。
▶基本構想及び基本計画の策定に係ること。

②庁内策定部会

- ・部長及び課長の職にある職員で構成する。
- ・部会長及び副部会長は委員の互選により定める。

部会名	構成
総務部会	市長公室、危機管理室、総務部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、出納室
市民環境部会	市民環境部、農業委員会事務局
健康福祉部会	福祉部、こども・健康部
都市建設部会	都市建設部、上下水道部
教育部会	学校教育部、生涯学習部

③職員

- ・第5次基本計画全体（前期と後期を通した）の評価のとりまとめ、第6次総合計画前期基本計画の施策の立案、個別計画との整合性の確認などに取り組む。
- ・職員説明会や前期基本計画素案に係る意見募集の機会を通じ、策定に参加する。

5 第6次総合計画策定の主なスケジュール（予定）

（1）令和5年度（2023年度）

令和5年	8月	策定方針の決定 基礎調査 基本構想の方向を検討
	11月	市民意識調査等 基本構想の論点整理
	12月	基本構想骨子案の検討
令和6年	2月	分野別市民懇談会 基本構想骨子案のまとめ
	3月	市民説明会

（2）令和6年度（2024年度）

令和6年	4月	第5次総合計画（基本計画）の評価のとりまとめ 基本構想素案の検討
	6月	基本構想素案のまとめ 前期基本計画骨子案の検討
	8月	前期基本計画骨子案のまとめ
	9月	分野別市民懇談会 前期基本計画素案の検討
令和7年	2月	前期基本計画素案のまとめ 市民説明会
	3月	パブリック・コメント

（3）令和7年度（2025年度）

令和7年	5月	審議会答申 庁議決定（基本構想案、前期基本計画案）
	9月	議案上程（基本構想）